

藤枝市教育委員会

平成26年10月定例会会議録（要約）

- 開催日 平成26年10月23日
- 場所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室
- 会議に附した事項 (別紙のとおり)
- 出席委員
委員長 下田 實 男 委員長職務代理者 松 浦 正 秋
委員 大 社 幸 子 委員 瀧 下 悦 代
教育長 山 本 満 博
- 欠席委員
- 出席した事務局職員
教育部長 村 松 一 博 教育政策課長 山 崎 仁 志
教育推進室長 栗 山 淳 子 学校教育課長 森 下 覚 司
主席指導主事 梶 川 佐 知 子 学校給食課長 山 下 貢
生涯学習課長 片 山 豊 実 図書課長 成 岡 均
文化財課長 山 村 章
総務係長 横 山 茂 幸 書記・主任主査 岸 本 倫 子

教育委員会 平成26年10月定例会

日 時 平成26年10月23日午前9時
場 所 市役所西館第2委員会室

1 開 会 午前9時

2 会議録署名委員氏名 大社幸子委員、瀧下悦代委員

3 日程第1

- ・第22号議案 平成26年度藤枝市教育委員会事業評価について
- ・第23号議案 藤枝中学校外2校柔剣道場天井改修工事の計画の策定について
- ・第24号議案 西益津中学校外2校柔剣道場天井改修工事の計画の策定について
- ・第25号議案 青島中学校外2校柔剣道場天井改修工事の計画の策定について
- ・第26号議案 高洲小学校太陽光発電設備等設置工事の計画の策定について
- ・第27号議案 藤枝市指定史跡「千貫堤」の現状変更許可について
- ・第28号議案 藤枝市指定史跡の一部指定解除について

4 日程第2

- ・ 諸般の報告

教育推進室長

- 1 小中学校連携ドリームプラン事業
大洲中学校区「ドリーム講演会」について
- 1 11月秋のプレイパーク試行について

学校教育課長

- 1 今後の空き教室の児童クラブへの教室貸与について
- 1 家庭学習への取組について

生涯学習課長

- 1 各地区ふれあいまつりの実施について
- 1 子ども会フェスティバルの実施について
- 1 子ども・若者育成支援強調月間静岡大会開催について

4 閉 会 午前10時40分

教育委員会 平成26年10月定例会

日程第1

- 事務局 【第22号議案 平成26年度藤枝市教育委員会事業評価について 説明】
『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』に基づく法定評価
平成25年度主要事業 11事業
今後は11月議会に報告後、ホームページ等で公表予定
- 委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- 委員 全体を通してポジティブな評価だったということだが、評価するときにネガティブなものが出てくるべきだと思う、そういったものがあれば聞かせてほしい。
- 事務局 ネガティブな意見として、これはやめた方がいいとか縮小した方がいいという意見は正直ありませんでした。ただ、その代わりにこの事業はいいのだけれども、もう少し拡大した方がいいのではとか、やり方がこじんまりしすぎているといった方向性のご意見はいくつかありました。
- 委員 今のような内容の記載がなかったように思うが。評価の必要性・有効性・公平性とか成果、今後の方向性といった所に、今言ったような事を折り込んでいないと、全部良いというように捉えられてしまうように思う。
- 事務局 たとえば、『学校支援相談体制の再編』の「必要性」の所で、支援員は良いけれども5時間では少ないのではないかと、もっと学校にいる時間を増やすよう予算を確保するように、というような評価をいただいています。こうしたものについてもできるだけ事業に反映させていただきたいと思います。財政当局に対する予算要求の際にもこの評価を使わせていただいています。
- 委員 教育振興行動計画の成果のところでも「また、目標ごとに施策の濃淡が明らかとなり、今後取り組むべき課題も浮き彫りになった。」とあるが、事業内容の中のたくさんの施策の中で「濃淡」とは具体的にどういうところがみられたのか。
また、『特別支援学級の増設』のところでも、藤枝市は長い間拠点校方式で支援学級の体制がとられているのを見てきたが、その頃から保護者から地域の学校で学ばせたいという要望が強かった。
今回のような分散式の方式が取り入れられて改善されていると感じたが、分散化するという点で、弊害的なものはないのか。また分散化の傾向は他市でもあるのか、また県や国もそういったものを進めているのか。
- 事務局 これにつきましては、それぞれの事業ごとにご説明させていただきたいと思っております。

事務局

『教育振興行動計画の策定』についてのご質問にお答えします。事業内容のところに、基本目標を3点あげさせていただいてありますが、特に「一人ひとりの子どもに未来を生き抜く力を育てます」というところは、教育委員会が所管しているものであり、具体的な施策と学校教育課を中心にこうしたものが推進されている所は非常に良い評価を受けました。

行動計画の内容は167事業あり、庁内で関係課が19課あります。そうした中ではそれぞれの課が、基本計画のフィルターを通して教育の振興に自分たちの計画をあわせて、今までの事業をもう少し教育的な立場からも進めたいとのことで行動計画を出していただいています。そうした中では直接すぐに子どもたちに関わることができなかつたり、あるいは行動計画の中には他機関との連携、たとえば幼稚園や地域の方々や自治会との連携も多数あります。意気込みは非常にありますが、それを具体的に進めるという事では、浸透していくという事には課題が多く、それについて地道に進めていかなければいけないと評価をいただいています。

事務局

『特別支援学級の増設』について説明させていただきます。特別支援教育という言葉は10年以上前から出始めていますが、その頃は県の方針として拠点校方式といっていくつかの学校に拠点を設けて、そこに開設して子どもたちが通ってくるという事でありましたが、やはり保護者や子どもたちから通うのがなかなか大変で、自分の学校にあればもっと気軽に入れるのという意見が多数出てきて、県の方針自体が拠点校方式から分散化も許可すると変わってきています。これは藤枝市だけではなく、他市でも同じ傾向にあります。

ただし、たとえば一人しかいないときに開設できるかという問題については、一人ではなるべく開設しないようにしています。というのは、特別支援学級の担任は正規の教員でなければならないという規定があり、たとえば対象児童が一人しかいないと、そこに正規の教員を配置したときに、途中で子どもが転校してしまったりするとその教員が浮いてしまうので、県の方針としましては、複数の対象児童生徒がいる事とされています。そういうこともありますので、確実にその学校に複数の子どもたちがいるという条件を出して開設を検討しています。

委員長

今の事に関連しまして、特別支援学級につきまして一人はだめだと言うことは確かにそのとおりだと思うが、たとえば知的が1名、情緒が1名といった状況があったときにはどうか。

事務局

知的と情緒はまったく別に考えています。知的と情緒は症状がまったく違うので、一つの教室で一緒には絶対にはやってはいけないということになっていますので、それぞれに1名ずついたとしても、それはやはり開設は難しい状況です。

委員

私は保護者と関わっていて、昔と比べれば支援学級への入級を考える保護者も増えたとは思いますが、やはり普通学級に入れてほしいと希望して、実際に普通学級に入って先生が大変な思いをされていることもあるように感じている。実際はどうか。

事務局

実際は、そういう保護者もまだまだいます。ただ、その対象になる子どもたちの数自体がたとえば数年ほど前には100名程度だったのが、現在は250名程度に増えています。そういう状況ですので、全体がそれくらい増えているので理解してくれて、特別支援学級へ入れたいというご家庭も増えています。今は社会全体が理解を進めてくれていて、その後の職場等もそういった制度を適用して就職できるようなシステムも出来上がってきているので、将来的な事を考えたときにはかなり保証される部分もあるので、徐々に理解をしていただいている一方で、以前のように普通学級でとおっしゃる保護者もまだまだいらっしゃいます。

委員長

何かで聞いたが、特別支援学級に入級するには、今までは学校や教育委員会等色々な所からのアドバイスやお誘いがあって、最終的には保護者の考えで決めていたが、これからはそういったアドバイスをしてはいけなくなるのか、すでにしてはいけなくなっているというような状況はあるのか。

事務局

そのようなことは特にありません。学校の教員や支援員等日常的に学校で接するものの情報から、また保護者と色々お話をする中で、普段の子どもの様子もお知らせしながら話をして希望があれば話を進めているので、今までと変わらないと思います。

教育長

おそらく委員長がおっしゃったのは「インクルーシブ」という考え方で、一緒にやろうという考え方が出てきたということだと思います。保護者の中には今お話があったように、通常学級へやって普通に教育をさせたいという思いの保護者が多いと思うのですが、その子にあった教育の方がいいのではないかとということで特別支援学級があるわけですので、そういうことにご理解をいただきながらそちらで教育を受けていただいています。確かにみんな一緒にインクルーシブでやっていきたいという考え方もあります。

委員

全体を通してだが、費用対効果の部分に関する記述がない。予算にも触れていないし、その辺の評価はありますか。非常に大事な事だと思うがいかがか。

事務局

調書の中に事業費の欄があり、そこで平成25年度の決算額と財源内訳の記載をしておりますが、評価委員からは費用対効果からの見方やご意見はほとんどありませんでした。

委員長

以上で質疑を終結します。これより討論に入ります。
討論はありませんか。

一同

『ありません』

委員長

以上で討論を終結します。
これより第22号議案「平成26年度藤枝市教育委員会事業評価について」を採決します。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一同

『異議なし』

委員長

異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。
次に第23号議案「藤枝中学校外2校柔剣道場天井改修工事の計画の策定について」から第26号議案「高洲小学校太陽光発電設備等設置工事の計画の策定について」は、1件3,000万円以上の工事の計画を策定するものですので一括議題とします。質疑、討論については事務局からの説明終了後に行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

【第23号議案 藤枝中学校外2校柔剣道場天井改修工事の計画の策定について
第24号議案 西益津中学校外2校柔剣道場天井改修工事の計画の策定について
第25号議案 青島中学校外2校柔剣道場天井改修工事の計画の策定について
説明】

市内10校中9校（岡部中以外）にある吊り天井を撤去
なるべく冬休み中に行う

【第26号議案 高洲小学校太陽光発電設備等設置工事の計画の策定について
説明】

現在、岡部中と高南小に設置済み

委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員長

学校との協議事項に「(2) 武道の授業は前倒しして行う。」とあるが、工事期間は11月～2月と長期間に渡る。授業はどのように行われるのか。

事務局

工事期間の対応策としましては、武道の授業を前倒しして行うという事ももちろん行いますが、それだけで授業に対応するのは非常に困難ですので、体育館に柔道用の畳を敷いたり、剣道を行ったりするなど、体育館を併用しながらかつ前倒しできるものは前倒しして行うようにして、授業時間の確保をしていきます。

委員

先程の説明で3校ずつ3つの工事に分けたというのはどういう理由からか。また、予算工事費がすべて40,600千円と同じなのはなぜか。

事務局

まず、3校ずつに分けた理由ですが、9校を一度に1社の業者が行うとなると、この工事期間では終わらない可能性があるため3校ずつに分けました。3校なら業者が工事を平行して進められるのではないかと想定のもとに工期を設定しています。また、9校一度に11月～2月の工期で依頼すると施工可能な業者が限られてしまい入札の範囲が限定されるので、そうした配慮からも3校ずつのグループに分けて発注しようという考えです。

また、予算工事費については、武道場そのものはそんなに面積が変わらないため概ねこのくらいの予算で執行できるという考え方です。現実には入札額は多少の差はでてくるかと思えます。

委員 今の説明の趣旨はわかるが、3校ずつ3つの工事を発注するよりも、9校まとめて発注して、予算を分割したらいいのではないかという発想もある。たとえば、LEDを10個買うのと100個買うのとどちらが安いという発想も必要ではないか。

事務局 確かに9校まとめて入札をした方が経費として削減されるという考え方もありますが、市内業者に受注の機会を多く与えるということも考慮しております。

委員長 以上で質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

一同 『ありません』

委員長 以上で討論を終結します。
第23号議案「藤枝中学校外2校柔剣道場天井改修工事の計画の策定について」から第26号議案「高洲小学校太陽光発電設備等設置工事の計画の策定について」を採決します。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一同 『異議なし』

委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。
次に第27号議案「藤枝市指定史跡「千貫堤」の現状変更許可について」と第28号議案「藤枝市指定史跡の一部指定解除について」は、藤枝市指定史跡の現状変更と一部指定解除を行うものですので一括議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第27号議案 藤枝市指定史跡「千貫堤」の現状変更許可について
第28号議案 藤枝市指定史跡の一部指定解除について 説明】
藤枝市文化財保護審議会からの答申に基づく提案

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 千貫堤については、8月の定例会でも詳しく説明をしてもらったが、許可の条件を見ると「遺構に与える影響が最小限となるように慎重に施工すること」とある。私も一度見に行ったがそんなに影響するようには見えなかった。実際はどうか。

事務局 遺構そのものの形がなくなってしまうような事はありませんが、現在お茶の木の耕作土が30cm程度入っており、その下に昔の遺構があると考えられています。したがって、耕作土の部分は取り除いてかまわないのですが、その下の遺構についてはできるだけ手を加えないようにとのことです。お茶の木の根等

が入りますので、その部分ではできるだけ影響のないように形を変えないようにというのが条件です。

委員 お茶の木を取った後、耕作土も除去して、どういう形で保護していくのか。

事務局 お茶の木を取って、耕作土につきましてはできるだけ搬出せずにそのまま置きたいと思います。全部持っていくと20～30cm減ってしまいますし、処分も大変ですので、現状はお茶の木だけを除いて暫定的に簡単な整地をします。その後、遺構調査を行い、保全はどういう形がいいかを協議して文化財保護審議会委員の意見も聞きながら決めていきたいと考えています。一例としましては、南側に千貫堤の伝承館がありますので、そこに碎石を30cm位敷いて下の遺構を保護する形になるのではないかと思います。碎石も荒いものではなくある程度細かくて、皆さんが利用しやすいものになると思いますが、それについては今年度後半から来年度に検討し、平成28年度に工事を行う予定です。

委員 「10 現状変更等の着手及び終了の予定時期」が平成27年2月20日までとなっているが、実際に碎石を敷くのはそれ以降ということか。

事務局 この「現状変更等の着手」というのは、お茶の木を取り除く事ですので、そのための工事期間ということで平成26年11月1日からとなっていますが、それは今日の定例会の結果を経て工事の発注になりますので、早くても11月中旬位からと考えています。終了予定も2月20日としてありますが、業者が決まれば年内には終了するのではないかと考えています。先程ご説明しました、その上に碎石を敷くというのは、現状変更とは違いまして保護のための工事ですので、平成26年度の遺構調査を年明けに行い、それと併せて平成27年度に学識経験者の皆さんのご意見を聞きながらどういう形で保護していくのかを決めて、平成28年度に保護工事を行いたいと考えています。

委員 費用についてはここで話し合わなくても良いか。

事務局 今回は現状変更と一部指定解除について文化財保護条例の中で文化財保護審議会の諮問や、諮問についての教育委員会の議決が必要で、行為そのものについての件ですので費用についての協議はこの場では必要ありません。

委員長 以上で質疑を終結します。これより討論に入ります。
討論はありませんか。

一同 『ありません』

委員長 以上で討論を終結します。
第27号議案「藤枝市指定史跡「千貫堤」の現状変更許可について」と第28号議案「藤枝市指定史跡の一部指定解除について」を採決します。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一同 『異議なし』

委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 諸般の報告

事務局

- 1 小中学校連携ドリームプラン事業
大洲中学校区「ドリーム講演会」について
年間2中学校区ずつ
今年は藤枝中学校区と大洲中学校区で開催
- 1 11月秋のプレイパーク試行について
市内にポスター掲示
ツイッター、ホームページでもPR
- 1 今後の空き教室の児童クラブへの教室貸与について
児童課からの報告による
- 1 家庭学習への取組について
平成25年度全国学力学習調査を受けて
平成26年4月 藤枝中学校区に家庭学習充実委員会立ち上げ
- 1 各地区ふれあいまつりの実施について
- 1 子ども会フェスティバルの実施について
- 1 子ども・若者育成支援強調月間静岡大会開催について
毎年県内の市町で順番に行われる
今年は藤枝市で開催

委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

「家庭学習の充実」に向けた提言について、知育の面も大切だが、是非体育の面でも家庭や地域と共に子どもを育てていく事が大切な時代になったという気がしている。その辺をこれから検討してほしい。

事務局

教育振興基本計画の中では、知徳体のバランスのとれた子どもたちの育成という計画が入っています。それを受けて、行動計画の中には子どもたちの体づくりという計画が入っています。具体的には体力の向上につながる遊びを充実させるために「体づくりプロジェクト」という体づくりのメニューを作るプロジェクトを市で立ち上げており、今は小学校のメニューを作っています。

低中高学年の運動遊び、動物遊び、まねっこ遊び等色々な感覚づくりから高学年に向けて徐々に体を鍛える部分が入っているようなものを学校に提供しようとして今話し合われています。それをさらに中学校に広めたり、小学校に上がる前のお子さんの体づくりについても保育園や幼稚園と連携しながら、今作っているものを中心に市内に発信して、またそれを家庭にも広めていくように、その発信の仕方についてもその会議で検討をしています。

委員

放課後児童クラブについて、国の方針で「放課後子ども総合プラン」というものが立ち上がったということだが、小学6年生までを受け入れとなると藤枝市でのニーズはどれくらいあるのか。それから学校からは余裕教室は現実的に貸与は難しいという回答のようだが、そうすると今の他の児童クラブにプラスして専用施設を設置するようになるのか、今後の市としての児童クラブの対応がどうなっていくのか。

事務局

児童クラブについては、学校の余裕教室が使える状況がどのくらいあるのかを把握して、それが難しければ次の段階を考えていくこととなります。まずは学校の状況を聞かせてほしいとの話が福祉サイドからありました。6年生までの受け入れ状況はどうかということについては、こちらでは把握できていません。

事務局

補足です。主に児童課と話をしている内容ですが、今、放課後児童クラブは小学3年生までの受け入れをしまして、もしも6年生まで全部来ると単純に倍になると考えられますが、児童課では、高学年になると自宅での勉強や、放課後の習い事が増えてきますので、倍にはならないと考えているようです。しかし、それにしても相当数の入所スペースが必要になることは間違いないということです。

受け入れ先ですが、来年から全部受け入れるような事は無理と考えています。方策としましては、余裕教室もそうですが、たとえば学校の中に防災資材を預かっている教室がありますので、校舎外に放課後児童クラブを作るよりは防災倉庫を作るほうが現実的です。それを外に持って行って空いた所に入ってもらいたくとか、それもできなければ、敷地内に施設を作るとか、学校によっては敷地がないところもありますので、そうした場合には学校の近隣に建物を借りる等の方法を取りながら、何年か掛けてニーズに応えていきたいという考え方が想定されます。

委員長

今の事に関連しまして、放課後児童クラブに入級するための条件があると思いますので、教えてください。

事務局

基本的に児童クラブは福祉施策の中で保育所の小学生版とお考えいただければわかりやすいかと思います。基本的に学校の時間帯が終わった放課後に帰宅しても保護者がいないという事が大前提です。

保護者が働きに出ていてお子さんの面倒をみる人が誰もいない、という状況に対応するため考えられたのが放課後児童クラブですので、一般的にはそれが入所条件になります。ただ、祖父母と暮らしている場合もありますので、そういう場合についても、保育所と同じように70歳以上の祖父母であれば、保護者がいない状況と同じ条件とみなされて入所が可能とされていたと思います。

委員長

他に質疑はありますか。

それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので10月定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時40分